

業務委託特記仕様書

第 1 条 適用範囲

本特記仕様書は、公益財団法人愛知臨海環境整備センターが実施する「令和 8 年度衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場嵩上げ検討業務委託」に適用する。

本業務に使用する共通仕様書は、「設計業務等共通仕様書」（令和 7 年 10 月 1 日改正 愛知県建設局）を準用する。

第 2 条 業務目的

本業務は、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場において、既存施設の延命化及び容量増大を目的とした嵩上げの概略検討を行うものである。

検討に当たっては、処分場の構造安定性、遮水機能、浸出水処理機能、維持管理性及び施工性を確保するとともに、整備費、維持管理費、処分料収入等を考慮した事業収支の観点から最適な延命化等方策を選定するものとする。

第 3 条 前提条件

1 提供依頼資料

受注者は、既存資料及び現地調査結果に基づき、嵩上げ検討に必要な設計条件を整理する。対象資料は以下を基本とし、発注者より提供することを基本とする。

- ① 最終処分場設計図書
- ② 維持管理費に関する資料
- ③ 現地測量成果
- ④ 廃棄物埋立履歴資料
- ⑤ 現況埋立状況
- ⑥ 降雨データ
- ⑦ 浸出水量及び浸出水質
- ⑧ 浸出係数
- ⑨ 放流量及び放流水質
- ⑩ その他必要資料

2 与条件の設定

既存処分場の埋立と嵩上げを同時に行うことを想定した検討を実施する。受注者は、既設処分場及び嵩上げ部に埋立予定の廃棄物について、設計に必要な物性値を設定する。設定するための土質調査や想定される廃棄物等の資料は発注者より提供する。

なお、物性値は既往計画値を単純採用せず、現況埋立状況及び類似施設実績等を踏まえて設定することを基本とするが、十分なデータが得られない場合は既往計画値を採用する。

第 4 条 業務内容

1 共通

(1) 業務計画

業務に先立ち、現状の把握及び関連資料の収集を行い、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案する。

(2) 現地調査

業務等に必要な現地の状況を確認する。その結果を検討に反映するとともに報告書に記載する。

(3) 照査

業務内容の一切の照査を行う。

2 嵩上げ構造の検討

(1) 資料収集整理

受注者は、発注者の提供する情報に基づき、受入計画及び経営条件を整理し、必要となる埋立容量を算定する。最終覆土は 1.0m を基本として容量算定を行うものとする。

なお、検討に当たっては、以下を考慮する。

- ・受入計画量
- ・処分単価
- ・収益目標
- ・段階施工
- ・土地利用計画
- ・将来売却予定地

(2) 方針の設定

検討ケース等の前提条件を整理する。その他、構造諸元や安定性照査等の前提条件を整理する。

受入量 140 万トン（年間 20 万トン）以上、築堤荷重が既設 CDM 改良体へ与える影響を確認し、必要離隔を設定する。埋立高が高くなると鉛直方向の容量が増える一方、築堤幅が広くなることで横方向の容量が減るとともに、築堤の整備費が増えることで利益とコストの収支が逆転する可能性もある。これも築堤規模及び構造形式を決める際の着目点とする。

(3) 要求性能・性能規定

検討対象となる築堤の要求性能及び性能規定を設定する（必要に応じて既設護岸も設定）。本検討では、永続状態、変動状態（L1 地震）を対象とし、L2 地震、津波は対象外とする。

(4) 設計条件の設定

現況地形、埋立地水位、廃棄物の物性値、その他土質条件、上載荷重、地震条件、材料条件等を設定する（必要に応じて潮位、波浪条件も設定）。

(5) 必要離隔及び必要高の検討

本検討で想定する築堤の設置位置（護岸からの必要離隔）を設定する。

必要離隔は既設護岸の安定性や受入可能量等を考慮して設定する。

築堤の設置位置に応じて、廃棄物の受入可能量を算定し、必要築堤高を設定する。

(6) 構造諸元の抽出

構造形式は、傾斜堤（法面勾配 1:1.5）を基本とし、安定しない場合は、勾配を緩くして安定させた断面と、最低勾配で基礎矢板やジオテキスタイルによる対策を考慮した断面を設定する。

傾斜堤が最低勾配で安定する場合は、比較案としてコンクリート擁壁（L 型、逆 T 型）や矢板壁を検討する。

築堤高 5.0m ごとを目安に段階的に嵩上げする断面で検討を行う。

(7) 構造諸元の設定

各構造形式について、勾配、幅、長さ等の必要な形状を設定する（基準等に定められた諸元の設定）。

各比較案の遮水工構造を検討する。

必要に応じて、安定性確保のために必要な諸元を設定する。

(8) 安定性照査

代表断面として B 護岸を対象に安定性照査を実施する。照査の項目は以下を想定するが、必要な項目について照査を実施する。

比較検討を実施する築堤の構造形式に対する安定性照査を行う（円弧すべり、矢板応力・変位、ジオテキスタイル張力等）。

また、必要に応じて既設護岸の安定性照査を実施する。例えば、設定する離隔により既設護岸に影響を及ぼすおそれがある場合、CDM 改良体の安定、全体の円弧すべり、本体方塊ブロックの安定（滑動、転倒等）等を確認する。

築堤設置位置と護岸法線との離隔距離により、築堤の荷重が既設 CDM の改良体を与える影響を確認する。

(9) 嵩上げ構造の比較検討

受注者は、嵩上げ構造の断面形状について検討する。以下の構造形式を想定しているが、発注者と協議の上、決定する。

案 1：傾斜堤による築堤を段階施工（1 段高さ 5.0m を目安）によって設置する案

案 2：ジオテキスタイルによる築堤の補強を併用する案

案 3：鋼矢板基礎案

案 4：L 型擁壁または逆 T 字型擁壁等による直立堤とする案

受入量 140 万トン（年間 20 万トン）以上を確保することを前提とし、発注者と協議の上決定した各案について、最大受入容量、経済性（廃棄物受入による利益と事業コストの収支等）、施工性、維持管理性、安全性等を整理し、総合的に比較評価を行うものとする。

3 浸出液処理等検討

(1) 雨水排水計画

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場において、当初設計における雨水排水計画と現状を踏まえ、埋立終了に向けた適切な雨水排水経路及び構造を検討する。

(2) 保有水排水計画

埋立地内を好氣的環境とし、埋立廃棄物の分解・安定化を促進するため、管理水位

より上部となる嵩上げ部に保有水が滞留することを防ぐ保有水集排水設備計画を検討する。

(3) ガス抜き設備計画

埋立地内を好氣的環境とし、埋立廃棄物の分解・安定化を促進するために必要となるガス抜き設備の配置と規模を検討する。ガス抜き設備は、原則として保有水集排水設備と連続した構造とし、その配置間隔と規模は、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領」（公益社団法人全国都市清掃会議）に定められた方法等に基づいて算定する。

(4) 浸出液処理施設の検討

嵩上げ部から発生する保有水は、当初計画で想定した原水水質より高濃度となることが想定される。また、埋立の進捗に伴う水面面積の減少により、降雨等による水位変動幅が大きくなることから、内水ポンドの水位管理が重要となる。発注者が別途提供する内水ポンドの面積・容量を前提に保有水水質について検討する。これにより、浸出液処理施設に変更が必要となる場合には、処理フロー、浸出液処理施設容量計算等の変更内容について検討する。なお、流入水量と水質について、類似事例や溶出試験結果等から設定する。

(5) 管理道路計画

総合的に比較検討した嵩上げ構造の衣浦港3号地廃棄物最終処分場における管理道路について、作業性等を比較し、最適なルートを選定する。

検討したルートについて、平面配置計画、標準断面を検討する。

(6) 概算工事費の算定

嵩上げ構造、浸出液処理施設等の概算工事費を算出する。

4 収支検討

(1) 維持管理計画の策定

① 埋立地管理基本方針

下記の内容を基に、本処分場における埋立地管理方針を設定する。

- ・ 関連法令等
- ・ 公益財団法人愛知臨海環境整備センターにおける既存処分場の管理方針

② 人員計画

下記の内容を基に、本処分場における人員計画を検討し、直接管理（直接人件費項目）と委託管理（委託人件費項目）に分けて整理する。

- ・ 関連法令等における維持管理上の必要資格者及び人数
- ・ 公益財団法人愛知臨海環境整備センターにおける既存処分場の管理体制

③ 維持管理計画

嵩上げ構造、浸出液処理施設等の維持管理計画について整理する。

④ 概算維持管理費

③で整理した結果に基づき概算の維持管理費を算出する。

(2) 長期事業収支計画

概算工事費、維持管理計画、事業収支条件（廃棄物受入による利益と事業コストの

収支等)等を基に、長期事業収支計算を行う。

本業務では埋立容量を唯一の評価指標とせず、事業経営の観点から評価を行う。評価項目は以下を想定しているが、発注者と協議の上、決定する。

- ①収益性（処分料収入、追加受入量）
- ②投資効果（嵩上げ構造、浸出液処理施設等の工事費、投資回収期間）
- ③維持管理性（浸出液処理費、モニタリング費、補修更新費）
- ④リスク評価（遮水機能損傷リスク、浸出水増加リスク、操業停止リスク）
- ⑤将来性（跡地利用、土地売却への影響、段階整備の容易性）

発注者と協議の上決定した各案について、ライフサイクルコスト及び長期事業収支を比較し、最も経営的合理性の高い案を最適案として選定するものとする。

第5条 管理技術者及び照査技術者

- 1 設計業務等共通仕様書第1107条に規定する管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）等の業務内容に応じた資格保有者でなければならない。
- 2 設計業務等共通仕様書第1108条に規定する照査技術者を定め、照査を実施すること。

また、照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）等の業務内容に応じた資格保有者でなければならない。

第6条 準拠すべき法律等

本業務に適用する諸基準は、以下に示すものとする。その他必要諸基準は、監督員と打合せの上、指示を得ること。

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- ③環境基本法
- ④環境に関する基準を定める法令、同条例等
- ⑤廃棄物最終処分場性能指針
- ⑥廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領
- ⑦道路構造令
- ⑧港湾法
- ⑨公有水面埋立法
- ⑩その他

第7条 貸与資料

設計業務共通仕様書第1113条に示す発注者が貸与する資料は、次のとおりとする。

- ①平成19年度 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業の内 基本計画業務委託その2 報告書
- ②平成27年度 衣浦港3号地廃棄物最終処分場事業の内 廃棄物埋立計画策定業務 報告書

- ③平成 28 年度 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場事業の内 護岸照査設計業務 報告書
- ④平成 29 年度 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場事業の内 護岸耐震照査業務 報告書
- ⑤令和 2 年度 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場事業の内 護岸耐震設計業務 報告書
- ⑥想定地震動、想定津波高に関する資料
- ⑦その他必要資料

第 8 条 打合せ

- 1 設計業務共通仕様書第 1111 条第 2 項の「業務の区切り」は、業務計画書で協議する。打合せ方法は、その都度監督員と協議して、決定すること。また、打合せ回数は 10 回を予定している。
 - (1) 業務計画提出時 (管理技術者立会)
 - (2) 中間打合せ 8 回
 - (3) 成果品納入時 (管理技術者立会)
- 2 打合せ内容については、その都度記録して、1 週間以内に提出するとともに監督員の承認を得ること。その他不明な点及び問題点については、必ず監督員と打合せの上、指示を得ること。
- 3 令和 9 年 3 月 31 日 (水) までに第 4 条第 2 項 (9) の嵩上げ構造 4 案の比較検討資料を提出すること。
- 4 その他検討に当たり、技術的な助言、説明等が必要な場合は監督員と協議の上対応すること。

第 9 条 成果品

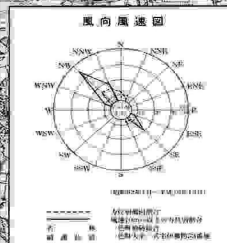
- (1) 電子媒体 (CD-R 等) 3 部
PDF ファイル及びオリジナルデータを CD-R 等に格納し、パイプファイルに綴じ込むこと。CAD データの形式は SFC とする。
- (2) 報告書 A4 版 パイプファイル綴 3 部
- (3) 概要資料 A3 版
- (4) その他監督員が必要と認めるもの

第 10 条 その他

- 1 業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は監督員と協議すること。
- 2 成果品納入後においても、受託者に起因する誤りが発見された場合には速やかに修正すること。

衣浦港港湾計画平面図

位置図



業務箇所:衣浦港3号地
廃棄物最終処分場

外港地区

衣浦港港湾区域(予定)

0 500m 1km 2km